

2025年9月1日

寄附金・賛助会員(年会費)の税制優遇措置の拡大について(法人様用)

公益財団法人文楽協会

公益財団法人文楽協会に対する寄附金や賛助会費(年会費)には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、法人税の控除が受けられます。

法人税法上の「一般寄附金の損金算入限度額(以下①)」とは別枠にて、「特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額(以下②)」を上限として、損金算入をすることができます。確定申告書提出の際に、公益財団法人文楽協会が発行する領収書を添付してご申告ください。具体的な損金算入限度額は以下のとおりです。

① 一般寄附金の損金算入限度額

$$\text{【(資本金等の額} \times \text{その事業年度の月数} \div 12) \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\% \text{】} \times 0.25$$

② 特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額

$$\text{【(資本金等の額} \times \text{その事業年度の月数} \div 12) \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\% \text{】} \times 0.5$$

※賛助会員(年会費)は寄附金として扱われ、優遇措置の対象になります

※①と②の限度額は併用することができます

(試算例)資本金：1億円 当該事業年度の所得：1億円

① 一般寄附金の損金算入限度額

$$\text{【(1億円} \times 12 \text{ヶ月} \div 12) \times 0.25\% + 1 \text{億円} \times 2.5\% \text{】} \times 0.25 = 68.75 \text{万円}$$

② 特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額

$$\text{【(1億円} \times 12 \text{ヶ月} \div 12) \times 0.375\% + 1 \text{億円} \times 6.25\% \text{】} \times 0.5 = 331.25 \text{万円}$$

公益財団法人に対する寄附金の損金算入限度額(上記①、②の合計)

$$68.75 \text{万円} + 331.25 \text{万円} = 400 \text{万円}$$

※他団体等への寄附金がある場合には、それらの合算での算出となります

※詳細は、確定申告担当窓口、または国税庁のホームページにてご確認ください

(お申込み等に関するお問い合わせ先)

公益財団法人文楽協会 事務局 06-6211-1350 (平日9時30分～18時)